



ファイル共有ソフトの危険性を啓発するコンテンツの公開について

「えっ!?動画のダウンロードで賠償金!? 見るだけでも危険！ファイル共有ソフトの危険な誘惑！」

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）では、ファイル共有ソフトによる著作権侵害に関するトラブルが多発していることから、その危険性を国民の皆様（電気通信サービスをご利用の皆様）に啓発する取組みを行います。具体的には、「えっ!?動画のダウンロードで賠償金!? 見るだけでも危険！ファイル共有ソフトの危険な誘惑！」と題する啓発コンテンツを JAIPA 公式 web サイトに掲載します。

会員各社が啓発活動を行う際にも今回のコンテンツを活用できるほか、総務省でも「つくろう！守ろう！安心できる情報社会 Digital Positive Action」（<https://www.soumu.go.jp/dpa/>）のサイトに啓発コンテンツを公開するなど、官民協力のもと、ファイル共有ソフトの危険性の啓発に取り組んでまいります。

背景

近年、ファイル共有ソフトで違法に流通しているコンテンツをダウンロードすることで、自らもそれを拡散することになってしまい、著作権者から損害賠償請求を受けるケースが多発しています。

会員各社には、ファイル共有ソフトを使用しているとされる利用者にかかる発信者情報開示請求が大量に行われており、中には年間数万件に上る請求を受けている会社もあります。この結果、発信者情報開示請求への対応が会員各社で大きく遅延しており、早期の差止請求なども想定される誹謗・中傷事案等の対応にも影響するおそれが生じています。

このようなことから、ファイル共有ソフトの不用意な利用そのものを抑制するため、危険性について啓発に取り組むこととしました。

啓発コンテンツについて

今回の啓発コンテンツは、会員各社や国民生活センターなどで扱っている事例をもとに、可能な限り

具体的な例をもって、平易な表現で皆様に呼び掛けることを心がけました。

現在会員各社で扱っている発信者情報開示の事案は、件数ベースでそのほとんどが BitTorrent を利用したアダルト動画の送信による著作権侵害に関するものです。各社での対応・問合せ事例などでは、青年～中高年の男性が多くなっています。

まずはこのような場面を描いた漫画も交えて、ファイル共有ソフトを不用意に使わないこと、次に、もし法的なトラブルになってしまった場合は弁護士など適切な相談先に相談すること、この2点を啓発の柱に据えました。

1 点目に、会員各社や国民生活センターへのインタビューによると、発信者情報開示の対象になった利用者の中には、ファイル共有ソフトがダウンロードしたファイルをそのまま拡散する機能を有すること、そもそもファイル共有ソフトをインストールしたことの認識に乏しい人が少なくないことがわかっています。このため、まずはファイル共有ソフトの危険性と利用抑止を1本目の柱にしました。

2 点目に、最近の報道によれば、発信者情報開示が行われた後、権利者側から裁判所が認定する損害と比べて高額な「示談金」の請求が行われるケースがあるとの指摘もあることから(*1)、不安な場合は消費生活センターの消費者相談や弁護士会の法律相談を利用すること、示談は慎重に行うことを呼び掛けています。

結びに

今回の啓発コンテンツが多く国民の皆様目に留まり、ファイル共有ソフトの利用抑制が進むことで、権利侵害の事案が減少することを願います。

JAIPA では、国民の皆様インターネットを安全にご利用いただけるよう、引き続き普及啓発に取り組んでまいります。

(*1) 朝日新聞デジタル 2025 年 8 月 31 日配信「自宅に封筒『示談金払うか裁判か』 アダルト動画を違法ダウンロード」(2025 年 10 月 28 日閲覧。紙面は 2025 年 9 月 1 日東京朝刊 24 面に同旨の記事が掲載。)

<https://digital.asahi.com/articles/AST8G1S7XT8GUTIL016M.html>